

公害関係法令事務マニュアル
水質汚濁防止法届出の手引き

令和6年6月

宮 城 県

目次

1 定義	1
2 事業者の義務	2
(1) 設置(法第 5 条)、使用(第 6 条)、構造等の変更(第 7 条)の届出	2
(2) 氏名等の変更、廃止の届出(法第 10 条)	2
(3) 承継の届出(法第 11 条)	2
(4) 排出水の排出の制限(法第 12 条)	3
(5) 有害物質使用特定施設等に係る構造基準の遵守義務(法第 12 の 4)	3
(6) 排出水の汚染状態の測定(法第 14 条)	3
(7) 事故時の措置(法第 14 条の 2)	3
3 届出の種類と添付書類	3
(1) 届出の種類	3
(2) 添付書類	4
4 届出書の提出先・提出方法	5
(1) 届出の提出先	5
(2) 提出部数	5
(3) 届出様式	5
5 届出書作成上の留意事項	6
6 各表	6
(1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設(政令別表第 1)	6
(2) 生活環境項目の排水基準(排水省令別表第 2)	14
(3) 有害物質の排水基準(排水省令別表第 1)	15
(4) 上乗せ条例で定める特別排水基準(上乗せ条例別表第 1)	16

はじめに

この手引きは、仙台市以外の宮城県内に水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」といいます。)に基づく特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

仙台市内で同様のことを行う場合には、仙台市環境局環境部環境対策課(電話 022-214-8223)へご相談ください。

1 定義

- (1) 「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等公共の用に供される水路(終末処理場を設置する下水道は含まない。)をいいます。
- (2) 「特定施設」とは、有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出する施設で水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号。以下「政令」といいます。)で定めるもの(政令別表第 1 に示す番号 1 から 74 の 101 施設。)をいいます。
- (3) 「有害物質」とは、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(政令第 2 条に示す 28 項目)をいいます。
- (4) 「排水基準」とは、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、生活環境項目について、項目ごとに定める許容限度をいいます。排水基準は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「排水省令」といいます。)で規定されています。
- (5) 「特別排水基準」とは、法の排水基準に上乗せして、特別排水基準を適用する区域又は業種に対し適用されます。特別排水基準は、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和 47 年宮城県条例第 40 号。以下「上乗せ条例」といいます。)で規定されています。
- (6) 「有害物質使用特定施設」とは、特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設(指定地域特定施設を除く。(ただし、本県内に該当地域なし。))をいいます。
- (7) 「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び政令(第 3 条の 4)で規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令(第 3 条の 3)で定めるものを製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいいます。
- (8) 「有害物質貯蔵指定施設」とは、指定施設のうち、有害物質を貯蔵するものに限り、当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令(第 4 条の 4)で定める施設をいいます。
- (9) 「特定事業場」とは、特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場、事業場をいいます。
- (10) 「有害物質使用特定事業場」とは、有害物質使用特定施設を設置する特定事業場をいいます。
- (11) 「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいいます。
- (12) 「排出水」とは、特定事業場から公共用水域に排出される水(汚水等だけでなく、生活雑排水、雨水を含む。)をいいます。
- (13) 「特定地下浸透水」とは、有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含むものをいいます。

※原則として有害物質を含む汚水等を地下に浸透させる行為は行わないようにすること。

(14) 「みなし指定地域特定施設」とは、湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 2 項に規定する指定地域内(昭和 62 年総理府告示第 19 号第 2 の表に掲げる区域。)に設置されるもので、病床数が 120 以上 299 以下である病院に設置されるちゅう房施設又は洗浄施設又は入浴施設(みなし病院施設)、及び建築基準法施行令により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽(みなし浄化槽)をいいます。

2 事業者の義務

特定施設等を設置し、工場・事業場から排水(雑排水、雨水を含む。)を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者、有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設を設置する事業者には次のような義務が課せられます。

(1) 設置(法第 5 条)、使用(法第 6 条)、構造等の変更(法第 7 条)の届出

特定施設等を新たに設置、使用又は構造等の変更をしようとする者は、所定の事項を届け出なければなりません。

※ 受理書

設置・使用・構造等の変更届出書が提出された後、速やかに書類の形式審査を行います。その結果、不備がなければ受理し、受理書を交付します。

※ 実施の制限(法第 9 条)

届出が受理された日(受理書の交付日)から 60 日間は工事に着手等することができません。ただし、届出書を審査し、その内容が相当であると認められるときは、実施制限の解除を通知します。そのときは実施の制限期間内であっても着手等することができます。しかし審査した結果、内容が排出基準に適合しないと認められるときは、受理日から 60 日以内に計画変更命令が発せられることがあります。(法第 8 条)

なお、有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがない場合に限り、つぎに該当する場合は届出の必要はありません。

①当該工場、事業場からの排水(雑排水、雨水等を含む。)及び特定地下浸透水が全くない場合

② すべての排水(雑排水、雨水等を含む。)が、別の工場・事業場に流入したり、複数の工場・事業場の排水を共同で処理する処理場に流入するもの。

(②の場合は、排水を処理する工場・事業場、共同処理場の管理者が届出の義務を負うこととなります。)

(2) 氏名等の変更、廃止の届出(法第 10 条)

上記の届出をした者の氏名又は名称、住所及び法人にあつては代表者氏名並びに工場又は事業所の名称及び所在地等に変更があった場合や届出した特定施設等の使用を廃止した場合には、所定の事項を届け出なければなりません。

※ 有害物質使用特定施設を廃止した場合、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 3 条第 1 項の規定により 120 日以内に汚染状況を調査し、知事に報告する義務が生じる可能性があります。管轄の保健所にご相談願います。

(3) 承継の届出(法第 11 条)

つぎの場合は所定の事項を届け出る必要があります。

①設置又は使用の届出をした者からその届出に係る特定施設等を譲り受けたり、借り受けた場合。ただし、届出の義務はその施設を譲り受けたり、借り受けた個人または法人が負います。

②設置又は使用の届出をした者について相続、法人にあつては合併・分割があつた場合。
ただし、届出の義務は相続人、合併後存続する法人、若しくは合併により新たに設立した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

(4) 排出水の排出の制限(法第 12 条)

排出水を排出する者は、当該事業場の排出口における排出水について、排水基準を遵守する義務があります。

(5) 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務(法第 12 条の 4)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守する義務があります。

※有害物質を貯蔵し、または使用する場合の構造基準等については、環境省が作成した「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(第 1.1 版)平成 25 年 6 月」(<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>)を確認願います。

(6) 排出水の汚染状態の測定(法第 14 条)

排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させる者は、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録して、3 年間保存しておかなくてはなりません。

(7) 事故時の措置(法第 14 条の 2)

特定事業場、指定施設又は貯油施設の設置者は、当該事業場において特定施設、指定施設又は、貯油施設の破損その他の事故が発生し、下記に該当する場合には、直ちに、引き続き有害物質、指定物質、油を含む水、汚染状態が排水省令別表第 2 に適合しないおそれがある水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、知事に速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届出なければなりません。

①有害物質、指定物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき

②特定事業場から汚染状態が排水省令別表第 2 に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき

3 届出の種類と添付書類

(1) 届出の種類

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	届出様式
特定施設等設置届出 (法第 5 条第 1 項、 第 2 項又は第 3 項)	新たに特定施設等を設置しようとする場合	工事着手予定日の 60 日前まで	<ul style="list-style-type: none"> • 様式第 1 • 別紙 1~4、6 ※公共用水域に水を排出する場合に添付 ※別紙 5 は不要 <ul style="list-style-type: none"> • 別紙 12~15 ※有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設を設置する場合
特定施設等使用届出(法第 6 条第 1 項 又は第 2 項)	従来、特定施設等でなかった施設が特定施設等に追加指定された場合	追加指定された日から 30 日以内	

特定施設等の構造等変更届出(第7条)	特定施設等の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量を変更する場合(※下水道に接続した場合も含む。)	工事着手予定日の60日前まで	• 様式第1
氏名等の変更届(法第10条)	氏名、名称、所在地等に変更があった場合	変更後30日以内	• 様式第5
特定施設等の使用廃止届出(法第10条)	特定施設等の使用を廃止した場合	廃止後30日以内	• 様式第6
承継届出(法第11条)	施設を譲り受け又借り受けた場合、並びに相続又は合併があった場合	承継後30日以内	• 様式第7
事故時の届出(第14条の2)	事故により有害物質、指定物質、油を含む水、汚染状態が、排水省令別表第2に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき	事故後すみやかに	• 任意様式

備考 届出書の用紙は、各保健所・支所又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。また、宮城県のホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-mizu.html> からダウンロードして使用することもできます。

(2) 添付書類

① 工場・事業場への案内図

※工場付近の略図を明示し、工場から排水の流れを排水口から公共用水域に至るまで、赤で明示したもの。

② 工場・事業場の敷地内配置図

※工場全体の配置図(平面図)に、用水系統について青、排水系統について赤、雨水系統は緑で記入し、建屋、排水発生施設及び排水処理施設の設置場所を記入したもの。

③ 建屋の平面図

※建屋の平面図に、用水系統について青、排水系統について赤で記入し、特定施設の設置場所を記入したもの。

④ 操業の系統図(フローシート)

※工場の生産工程を原料から仕上げ出荷まで、特定施設を含めて記載したもの。

⑤ 特定施設等の仕様書及び構造図

※有害物質を貯蔵し、又は使用する施設においては、施設本体の床面及び周囲の構造、配管等の構造を記載したもの。

- ⑥ 特定施設等に付帯する設備の仕様書、構造図
 - ※有害物質を貯蔵し、又は使用する場合に限る。
 - ※検知設備を有する場合、その配置図
- ⑦ 排水等の処理の系統(フローシート)
 - ※排水の処理工程を記載したもの。
- ⑧ 排水処理施設の設計計算書
 - ※原水濃度、除去率計算書、容量負荷計算書を記入したもの。
- ⑨ 排水処理施設の構造図
- ⑩ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の管理要領、点検頻度及び点検内容

4 届出書の提出先・提出方法

(1) 届出の提出先

提出先	郵便番号	住 所	電話番号	所管区域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、 刈田郡(蔵王町、七ヶ宿町)、 柴田郡(大河原町、村田町、 柴田町、川崎町)、 伊具郡(丸森町)
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-15	022-363-5506	塩竈市、多賀城市、富谷市、 宮城郡(松島町、七ヶ浜町、 利府町)、黒川郡(大和町、 大郷町、大衡村)
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡 (亶理町、山元町)
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、 加美郡(色麻町、加美町)、 遠田郡(涌谷町、美里町)
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目 7 番地 (新石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松島市、 牡鹿郡(女川町)
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城 三丁目 3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡(南三陸町)
(参考) 仙 台 市 環 境 対 策 課 水 質 係	980-8671	青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町	022-214-8223	仙台市

(2) 提出部数

届出部数は正本 1 部、写し 1 部です。また、届出書の写しを事業所において保管しておいてください。

(3) 届出様式

所定の様式に記載してください。用紙は、各保健所環境廃棄物班又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。

また、宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-mizu.html>)

5 届出書作成上の留意事項

- (1) 届出は特定施設等を設置する工場・事業場ごとに行ない、同一工場・事業場で 2 つ以上の特定施設がある場合は 1 つの届出書で提出してください。
- (2) 予備施設等でほとんど使用しない施設であっても、設置・使用の届出が必要です。
- (3) 届出者は、法人にあつては法人の代表者であること。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は、委任状を添付してください。委任した工場長等が交代した場合には、氏名等変更届の提出時に新たな委任状の提出も必要となります。
- (4) 添付書類は、なるべく JIS の A4 の大きさに作成してください。図面等 A4 より大きい版のものは A4 の大きさに折り、かつ、左閉じにして開けやすいように折りこんでください。
- (5) 変更届の場合には、変更の内容がわかるように、変更の前後を対照させて記入してください。変更がない部分は特に記入の必要はありません。

6 各表

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設

(政令別表第 1)

番号	業種	特定施設の種類の
1	鉱業又は水洗炭業	イ 選鉱施設
		□ 選炭施設
		ハ 坑水中和沈でん施設
		ニ 掘削用の泥水分離施設
1-2	畜産農業又はサービス業	イ 豚房施設(豚房の総面積 50 m ² 以上)
		□ 牛房施設(牛房の総面積 200 m ² 以上)
		ハ 馬房施設(馬房の総面積 500 m ² 以上)
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設
		□ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
		ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設
		□ 洗浄施設
		ハ 脱水施設
		ニ ろ過施設
		ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする 保存食料品製造業	イ 原料処理施設
		□ 洗浄施設
		ハ 圧搾施設
		ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、 グルタミン酸ソーダ、 ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設
		□ 洗浄施設
		ハ 湯煮施設
		ニ 濃縮施設
		ホ 精製施設
		ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	イ 原料処理施設
		□ 洗浄施設(流送施設を含む。)

	(7 続き)	ハ ろ過施設
		ニ 分離施設
		ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈殿そう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	イ 原料処理施設
		□ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
		ハ 搾汁施設
		ニ ろ過施設
		ホ 湯煮施設
		ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設
		□ 洗浄施設
		ハ 圧搾施設
		ニ 真空濃縮施設
		ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	イ 原料処理施設
		□ 洗浄施設
		ハ 圧搾施設
		ニ 分離施設
13	イースト製造業	イ 原料処理施設
		□ 洗浄施設
		ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	イ 原料浸せき施設
		□ 洗浄施設(流送施設を含む。)
		ハ 分離施設
		ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	イ 原料処理施設
		□ ろ過施設
		ハ 精製施設
16	麺類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18-2	冷凍調理食品製造業	イ 原料処理施設
		□ 湯煮施設
		ハ 洗浄施設
18-3	たばこ製造業	イ 水洗式脱臭施設
		□ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	イ まゆ湯煮施設
		□ 副蚕処理施設
		ハ 原料浸せき施設
		ニ 精錬機及び精錬そう
		ホ シルケット機
		ヘ 漂白機及び漂白そう
		ト 染色施設
		チ 薬液浸透施設
リ のり抜き施設		

20	洗毛業	イ 洗毛施設
		□ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業	イ 湿式紡糸施設
		□ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設
		ハ 原料回収施設
21-2	一般製材業又は 木材チップ製造業	湿式バーカー
21-3	合板製造業	接着機洗浄施設
21-4	パーティクルボード製造業	イ 湿式バーカー
		□ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	イ 湿式バーカー
		□ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の 製造業	イ 原料浸せき施設
		□ 湿式バーカー
		ハ 碎木機
		ニ 蒸解施設
		ホ 蒸解廃液濃縮施設
		ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
		ト 漂白施設
		チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
		リ セロハン製膜施設
		ヌ 湿式繊維板成型施設
		ル 廃ガス洗浄施設
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は 製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設
		□ 自動式感光膜付印刷板現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	イ ろ過施設
		□ 分離施設
		ハ 水洗式破碎施設
		ニ 廃ガス洗浄施設
		ホ 湿式集じん施設
25	削除	
26	無機顔料製造業	イ 洗浄施設
		□ ろ過施設
		ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心 分離機
		ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
ホ 廃ガス洗浄施設		
27	26以外の無機化学工業製造業	イ ろ過施設
		□ 遠心分離機
		ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄 施設
		ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、 洗浄施設
		ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
		ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
		ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設		

	(27 続き)	リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
		ヌ 廃ガス洗浄施設
		ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	イ 湿式アセチレンガス発生施設
		□ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
		ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
		ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
		ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
		ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
		□ 静置分離器
		ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(5・10・13 を除く)	イ 原料処理施設
		□ 蒸留施設
		ハ 遠心分離機
		ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
		□ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
		ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	イ ろ過施設
		□ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
		ハ 遠心分離機
		ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設
		□ 水洗施設
		ハ 遠心分離機
		ニ 静置分離器
		ホ フッ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
		ヘ ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設
		ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
		チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
		リ 廃ガス洗浄施設
		ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	イ ろ過施設
		□ 脱水施設
		ハ 水洗施設
		ニ ラテックス濃縮施設
		ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	イ 蒸留施設
		□ 分離施設

	(35 続き)	ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	イ 廃酸分離施設
		□ 廃ガス洗浄施設
		ハ 湿式集じん施設
37	31~36 以外の石油化学工業 (石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、51 を除く。)	イ 洗浄施設
		□ 分離施設
		ハ ろ過施設
		ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
		ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
		ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
		ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
		チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
		リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
		ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
		ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
		ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
		ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
		カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
		ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
		タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	イ 原料精製施設
		□ 塩析施設
38-2	界面活性剤製造業	反応施設(1、4-ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業	イ 脱酸施設
		□ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸留施設
41	香料製造業	イ 洗浄施設
		□ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	イ 原料処理施設
		□ 石灰づけ施設
		ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	イ 原料処理施設
		□ 脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸留施設
46	28 から 45 以外の有機化学工業製造業	イ 水洗施設
		□ ろ過施設

	(46 続き)	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
		ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	イ 動物原料処理施設
		ロ ろ過施設
		ハ 分離施設
		ニ 混合施設(令第2条各号物質含有物の混合に限る。以下同じ。)
		ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	令第2条各号物質含有試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)	イ 脱塩施設
		ロ 原油常圧蒸留施設
		ハ 脱硫施設
		ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
		ホ 潤滑油洗浄施設
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成型洗浄施設
52	皮革製造業	イ 洗浄施設
		ロ 石灰づけ施設
		ハ タンニンづけ施設
		ニ クロム浴施設
		ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研磨洗浄施設
		ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	イ 抄造施設
		ロ 成型機
		ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	パッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む)の精製業	イ 水洗式破碎施設
		ロ 水洗式分別施設
		ハ 酸処理施設
		ニ 脱水施設
59	碎石業	イ 水洗式破碎施設
		ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	イ タール及びガス液分離施設
		ロ ガス冷却洗浄施設
		ハ 圧延施設

	(61 続き)	ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	イ 還元そう □ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	イ 焼入れ施設 □ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63-2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	イ タール及びガス液分離施設 □ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64-2	水道施設(水道法第3条第8項に規定するもの。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第2条第6項に規定するもの。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するもの。)の浄水施設(浄水能力1万m ³ /日以上)	イ 沈でん施設 □ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	
66	電気めっき施設	
66-2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)	
66-3	旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業、下宿営業を除く。))	イ ちゅう房施設 □ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66-4	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設。)	ちゅう房施設(総床面積*500 m ² 以上。) ※業務の用に供される総床面積(ちゅう房、客席、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。)。以下同じ。
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設(総床面積*360 m ² 以上。)
66-6	飲食店(66-7、66-8を除く。)	ちゅう房施設(総床面積*420 m ² 以上。)
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66-8を除く。)	ちゅう房施設(総床面積*630 m ² 以上。)
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客を接待し、又は客にダンスをさせるもの	ちゅう房施設(総床面積*1500 m ² 以上。)
67	洗濯業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68-2	病院(医療法第1条の5第1項に規定するもので、病床数300以上。)	イ ちゅう房施設 □ 洗浄施設 ハ 入浴施設

69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69-2	卸売市場 (卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。) (主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。) (水産物に係るものに限り、総面積1000m ³ 未満の事業場に係るものを除く。)	イ 卸売場
		□ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するもの。)	
70-2	自動車特定整備事業(道路運送車両法第77条に規定するもの。)	洗車施設(屋内作業場の総面積800m ² 未満及び71を除く。)
71	自動式車両洗浄施設	
71-2	科学技術(人文科学のみを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環省令で定めるもの	イ 洗浄施設
		□ 焼入れ施設
71-3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの。)	焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するもの。)	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃掃法第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの
		□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号以外。)	
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号以外。)	
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿処理浄化槽を除く。)	
73	下水道終末処理施設	
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72、73を除く。)	

(2)生活環境項目の排水基準

(排水省令別表第2)

項目	略記	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	pH	(海域以外)5.8 以上 8.6 以下 (海域)5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(mg/L)	BOD	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量(mg/L)	COD	160(日間平均 120)
浮遊物質(mg/L)	SS	200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)(mg/L)		5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)(mg/L)		30
フェノール類含有量(mg/L)		5
銅含有量(mg/L)	Cu	3
亜鉛含有量(mg/L)	Zn	2
溶解性鉄含有量(mg/L)	S-Fe	10
溶解性マンガン含有量(mg/L)	S-Mn	10
クロム含有量(mg/L)	T-Cr	2
大腸菌群数(個/cm ³)		日間平均 3000
窒素含有量(mg/L)	T-N	120(日間平均 60)
燐含有量(mg/L)	T-P	16(日間平均 8)

(注) 1 生活環境項目の排出基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

2 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

3 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外。

4 窒素含有量・燐含有量の基準は、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

5 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場については10m³/日以上であるものについて適用される。(上乗せ条例)

(3)有害物質の排水基準

(排水省令別表第1)

有害物質の種類	略記	許容限度
カドミウム及びその化合物(mg/L)	Cd	0.03
シアン化合物(mg/L)	CN	1
有機リン化合物(mg/L)	Org-P	1
鉛及びその化合物(mg/L)	Pb	0.1
六価クロム化合物(mg/L)	Cr ⁶⁺	0.2
砒素及びその化合物(mg/L)	As	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(mg/L)	T-Hg	0.005
アルキル水銀化合物	Org-Hg、R-Hg	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(mg/L)	PCB	0.003
トリクロロエチレン(mg/L)	TCE	0.1
テトラクロロエチレン(mg/L)	PCE	0.1
ジクロロメタン(mg/L)	DCM	0.2
四塩化炭素(mg/L)		0.02
1、2-ジクロロエタン(mg/L)		0.04
1、1-ジクロロエチレン(mg/L)		1
シス-1、2-ジクロロエチレン(mg/L)		0.4
1、1、1-トリクロロエタン(mg/L)		3
1、1、2-トリクロロエタン(mg/L)		0.06
1、3-ジクロロプロペン(mg/L)		0.02
チウラム(mg/L)		0.06
シマジン(mg/L)		0.03
チオベンカルブ(mg/L)		0.2
ベンゼン(mg/L)	Bz	0.1
セレン及びその化合物(mg/L)	Se	0.1
ほう素及びその化合物(mg/L)	B	(海域以外) 10 (海 域)230
ふっ素及びその化合物(mg/L)	F	(海域以外) 8 (海 域)15
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物(mg/L)		(アンモニア性窒素×0.4、 亜硝酸性及び硝酸性窒素の合計量) 100
1、4-ジオキサン		0.5

(注) 排水省令附則において、一部の業種に属する特定事業場に係る排出水については、暫定的な排水基準が設定されている場合があります。

(4) 上乗せ条例で定める特別排水基準

(上乗せ条例別表第1)

区域	特定事業場	項目及び許容限度									適用排水量 (m ³ /日)	
		BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		ルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)		大腸菌群数 (個/cm ³)		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大			日間平均
松島湾	整備地域 下水道	鉄鋼業又は金属製品製造業に係るもの	20	30	20	30	20	30	2			10以上
		その他のもの	20	30	20	30	70	90		10		
	その他の地域	食料品製造業(水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業を除く。)に係るもの	80	100	80	100	70	90				
		水産食料品製造業又は魚粉飼料製造業に係るもの			100	130						
		死亡獣畜取扱業又はと畜業に係るもの	60	80	60	80						
		し尿処理施設に係るもの	30									
		鉄鋼業又は金属製品製造業に係るもの	20	30	20	30	20	30	2			
		砕石業、砂利採取業、旅館業若しくは飲食店に係るもの又は科学技術に関する研究等を行うもの										
		その他のもの	20	30	20	30	70	90		10		

阿 武 隈 川	食料品製造業に係るもの	60	80			70	90				30 以上
	死亡獣畜取扱業又はと畜業に係るもの	60	80								
	し尿処理施設に係るもの	30									
	砕石業、砂利採取業、旅館業若しくは飲食店に係るもの又は科学技術に関する研究等を行うもの										
	その他のもの	30	40			70	90		10		
仙 台 市 内 水 域	整備下 水道	全特定事業場	20	30			70	90			25 以上
	のそ 地 の 他	全特定事業場	100	130							
石 巻 地 先 海 域	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの					100	130				50 以上
二 の 倉 地 先 海 域	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの					100	130				50 以上
気 仙 沼 湾	全特定事業場										10 以上
万 石 浦	全特定事業場										10 以上

- 一 特定事業場に係る業種は、政令別表第1の例による。ただし、「食料品製造業」とは同表第二号から第十号まで及び第十二号から第十八号までに掲げる業種を、「金属製品製造業」とは同表第六十二号及び第六十三号に掲げる業種を、「飲食店」とは同表第六十六号の四から第六十六号の七までに掲げる業種をいう。
- 二 特定事業場は、畜産農業又はそのサービス業に係るもの、共同調理場及び水処理施設を除いたものとする。
- 三 日間平均による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 四 検定方法は、排水省令第二条の規定に基づき定められた方法とする。
- 五 生物化学的酸素要求量についての特別排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての特別排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。